

5 第 59 条の 3 《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係

【制度の概要】

令和 6 年度の税制改正において、青色申告書を提出する法人が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（以下「対象事業年度」という。）において、特許権譲渡等取引を行った場合に、特許権譲渡等取引に係る所得の金額に研究開発費割合（一定の研究開発費の額のうち適格研究開発費の額の占める割合）を乗じて計算した金額の 30%相当額を、その対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する制度（イノベーションボックス税制）が創設された（措法 59 の 3 ①）。

本制度における適格研究開発費の額とは、研究開発費の額のうち、特許権譲受等取引によって生じた研究開発費の額などの一定の金額以外の金額をいうが（措法 59 の 3 ②五）、この特許権譲受等取引については、適用対象法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合に、その特許権譲受等取引につきその適用対象法人がその関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないときは、その適用対象法人のその事業年度以後の各事業年度における本制度の適用については、その特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなすこととされている（措法 59 の 3 ④）。

また、関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととされているほか、更正期限を延長する特例、同業者に対する質問検査権、書類の提示又は提出がない場合の推定課税その他所要の措置が講じられている（措法 59 の 3 ⑦～⑭）。

（注1） 特許権譲渡等取引とは、次のものをいう。

- （1） 居住者又は内国法人（関連者を除く。）に対する特定特許権等の譲渡
- （2） 他の者（関連者を除く。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）

（注2） 本制度の対象となる特許権譲渡等取引に係る所得の金額については、特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡等取引にあっては、特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合におけるその特許権譲渡等取引に係るものに限ることとされている。

（注3） 研究開発費の額とは、次に掲げる金額の合計額（その金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）をいう。

- （1） 研究開発に要した費用の額（次に掲げる金額を除く。）のうち各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額
イ 資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額

ロ 負債の利子の額その他これに類するものとされる一定の金額

(2) 各事業年度において事業の用に供した資産につきその取得をするため及びその事業の用に供するために支出した金額（(1)に掲げる金額を除く。）のうち研究開発に関連する部分の金額とされる一定の金額

(注4) 特許権譲受等取引とは、次のものをいう。

(1) 他の者からの適格特許権等（特許権又は人工知能関連技術を活用したプログラムの著作物のうち我が国の国際競争力の強化に資する一定のものであって、適用対象法人が令和6年4月1日以後に取得又は製作をしたものをいう。以下同じ。）の譲受け

(2) 他の者からの適格特許権等の借受け

(注5) 独立企業間価格とは、特許権譲受等取引の対価の額について移転価格税制に規定する方法に準じて算定した金額（その特許権譲受等取引が国外関連取引である場合には、移転価格税制において規定する独立企業間価格）をいう。